

平成26年10月から

# 栃木市子ども医療費助成制度の現物給付対象年齢が、 中学生まで拡大します！



栃木市マスコットキャラクター「とち介」

平成26年10月1日から、中学生のお子さんについても、県内の医療機関等を受診した場合は、保険診療分の窓口支払いが不要になります。

受診する際は、9月下旬頃に郵送される「子ども医療費受給資格者証」（ピンク色）と健康保険証（お子さんの名前が載っているもの）をご提示ください。

※現在お使いの中学生の受給資格者証（うす紫色）は、使用できなくなりますのでご注意ください。

（小学6年生以下のお子さんの受給資格者証は変更ありませんので、そのままお使いください。）

※これまで、重度心身障がい者医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度をご利用の中学生の方は、「子ども医療」が優先となりますので、新しい受給資格者証を郵送いたします。

## ☆制度の内容

栃木市に在住の（住民票がある）中学生までのお子さんの栃木県内の医療機関等における入院・通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成します。

受給資格者証の提示がない場合や、栃木県外の医療機関等を受診した場合は、窓口にて料金をお支払いください。この場合、後日、専用の申請用紙に領収書を添えて申請することにより、保険診療の自己負担分を指定口座に振込みます。

※ただし、健康保険が適用にならないもの（選定療養費、薬の容器代、文書料など）及び入院時食事療養費については、助成の対象外となりますので、窓口でお支払いください。

## ☆変更内容

年齢区分	現 在	
	給付方式	資格者証の色
3歳未満	栃木県内の医療機関等現物給付	クリーム色
3歳～ 小学6年生		水色
中学生	償還払い	うす紫色



年齢区分	平成26年10月～	
	給付方式	資格者証の色
3歳未満	栃木県内の医療機関等現物給付	クリーム色
3歳～ 小学6年生		水色
中学生		ピンク色

## ☆現物給付の利用にあたっての注意点

栃木市から転出されると、転出日以降、受給資格者証は使用できません。  
転出の際には、受給資格者証を返還してください。

## ～医療機関等の適正受診にご協力を～

近年、軽い症状でも休日や夜間に病院の救急外来を受診する方が増えています。このため、救急外来が込み合い、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすことが心配されるとともに、休日や深夜の診療費は割増料金となり、健康保険や自己負担分が高くなります。

つきましては、救急外来は緊急時以外の受診を避け、軽い症状の場合などは、できるだけ平日昼間の診療時間内に受診くださいますようお願いいたします。また、夜間・休日の急な病気は、まず「夜間休日救急診療所」を受診するか、下記の電話相談窓口をご利用いただきますようお願いいたします。

### ○とちぎ子ども救急電話相談

急な病気やけがで心配なとき、家庭での対処法を看護師がアドバイスしてくれます。

- ・相談時間・・・毎日午後6時～午後11時
- ・電話・・・局番なしの#8000  
(プッシュ回線、携帯電話以外はTel028-600-0099)

### ○こどもの救急ホームページ

お子さんの気になる症状ごとに、夜間や休日の診療時間外に病院を受診するかどうかの判断の目安を提供しています。

- ・ホームページ：<http://kodomo-qq.jp/>  
(監修：厚生労働省研究班／社団法人日本小児科学会)

## ～学校等の管理下において発生したケガや疾病などの診療について～

学校等（小学校、中学校、保育園、幼稚園など）の管理下において発生したケガや疾病などの診療につきまして、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合は、「子ども医療費助成制度」ではなく、「災害共済給付制度」を優先していただくことになります。

災害共済給付制度は、本人への医療費の給付のほか、万が一の後遺障害に対する補償があるなど、有効な制度ですから、ご活用ください。

なお、災害共済給付制度をご利用される場合には、学校等と事前に申請方法等について相談したのちに、医療機関等の窓口で本人負担額をお支払いいただきますようお願いいたします。その際には、「子ども医療費受給資格者証」を医療機関等窓口で提示しないようご注意ください。

また、「災害共済給付制度」について詳しい内容は、『日本スポーツ振興センター』のHPをご覧ください。

※その他の公費負担制度（自立支援医療、更生医療など）が適用されるけが・病気についても、そちらが優先となります。残りの自己負担部分が、「子ども医療費助成」の対象となりますので、医療機関等窓口では、「子ども医療費受給資格者証」「保険証」のほか、「公費負担制度適用のための証書」もご提示いただきますようお願いいたします。



栃木市役所 保険医療課 医療給付担当

TEL 0282-21-2136